

様式第6号の2 (第9条関係) (1) (第1面)

雇用保険被保険者資格取得確認通知書 (事業主通知用)

確認 (郵送) 通知年月日 雇用保険被保険者資格取得届に基づき、
下記のとおり確認 (通知) します。 公共職業安定所長

被保険者番号 <input type="text"/>	事業所番号 <input type="text"/>	管轄区分 <input type="text"/>	資格取得年月日 <input type="text"/>
被保険者氏名 <input type="text"/>	性別 <input type="checkbox"/> (1男) <input type="checkbox"/> (2女)	生年月日 (元号一年月日) <input type="text"/> (2大正 3昭和) <input type="text"/> (4平成)	取得時被保険者種類 <input type="checkbox"/> 1又は2 一般 <input type="checkbox"/> 3又は4 青年 <input type="checkbox"/> 5又は6 若年
事業所名称 <input type="text"/>			転勤の年月日 <input type="text"/>

様式第6号の2 (第9条関係) (1) (第2面)

注意

- 労働保険事務組合は、この通知書の交付を受けたときは、第1面の事業主に提示しなければならない。
- 被保険者となったことの確認に係る処分不服のあるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に処分を行った公共職業安定所の所在地を管轄する都道府県労働局雇用保険審査官 (以下「審査官」という。) に対して審査請求をすることができる。
- 審査請求に対する審査官の決定に不服がある場合には、決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して60日以内に労働保険審査会 (以下「審査会」という。) に対して再審査請求をすることができる。ただし、審査請求をした日から3ヶ月を経過しても決定がないときは、決定を経ないで審査会に対して再審査請求をすることができる。
- この処分に対する取消訴訟は、この処分についての再審査請求に対する裁決を経た後に、国を被告として (訴訟において国を代表する者は法務大臣となる。) 審査会の裁決があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に提起することができる (裁決があった日から1年を経過した場合を除く。)。ただし、(1) 再審査請求をした日から3ヶ月を経過しても裁決がないとき、(2) 再審査請求についての裁決を経ることにより生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるときその他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき、のいずれかに該当するときは、裁決を経ないで取消訴訟を提起することができる。また、(1) 処分、処分の執行又は手続の進行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、(2) その他審査官の決定及び審査会の裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき、のいずれかに該当するときは、審査官の決定及び審査会の裁決を経ないで取消訴訟を提起することができる。
- この通知書は、その被保険者を雇用している期間中及びその者が被保険者資格を喪失してから少なくとも4年間は、事業主において大切に保管すること。
- この通知書とともに交付された雇用保険被保険者証は速やかに本人に対し交付し、必ず本人に保管させること。